

令和7年8月

総 会 議 事 録

萩市農業委員会

令和7年8月総会

萩市農業委員会総会議事録

8月21日(木) 午前9時30分 開会 場所 萩市役所大会議室

○提出議案

- 議案第46号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について
議案第47号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について
議案第48号 農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見聴取について
議案第49号 登記官からの農地の転用事実に関する照会書に対する調査結果について
議案第50号 現況確認書の交付について

○出席委員(17名)

1番	原 川 久美子	2番	横 山 喜一郎
3番	中 村 博	4番	草 野 隆 司
5番	原 田 知 美	6番	矢 次 利 典
7番	三 村 浩 一	欠席	品 川 民 雄
9番	金 子 哲 也	10番	藤 田 芳 昭
欠席	長 富 繁 美	12番	岩 本 裕 子
13番	守 永 正 範	14番	鈴 川 肇
15番	大 田 忠 男	16番	中 野 恵 子
17番	大 石 博 則	18番	松 田 由美子
19番	片 岡 兼 雄		

○議事録署名委員

2番 横 山 喜一郎 16番 中 野 恵 子

○議 事

事務局長

ただいまから、令和7年8月萩市農業委員会総会を開催いたします。農業委員会委員19名中、17名の出席があり、萩市農業委員会議事規則第8条の規定により総会が成立したことを報告します。

本日の議長は、萩市農業委員会議事規則第5条の規定により会長

をお願いします。

会 長 開会のあいさつ

議 長 これより議事に入ります。

議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 それでは、議事録署名委員は、2番 横山委員、16番 中野委員
をお願いいたします。

議 長 議案第46号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局は第1項の説明をお願いします。

事 務 局 それでは、議案第46号第1項について説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

去る8月8日、●●●委員さん、事務局で現地確認を行いました。
申請地は、●●●から北東へ約1.8kmに位置し、赤丸でお示
しした箇所となります。

申請地は●●●ほか7筆で、地目は8筆の全てが登記・現況とも
畑で、面積の合計は4,613㎡です。

譲受人は●●●番地の●●●さんで、耕作面積は25,309.
5㎡です。権利の種類は所有権移転で売買です。譲渡人は、●●●
の●●●さんです。

申請の理由ですが譲渡人の●●●さんは、相続した農地について、
市外在住で農業後継者もいないため、10数年前から相対により耕
作管理を行っていただいていた譲受人の●●●さんへ、売買により
譲渡する旨の打診をされ、この申し出を受ける形で双方合意の上、
本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは年齢●●●歳、奥様が●●●歳で農業経験
年数はご夫婦ともに25年。農業従事日数はご夫婦ともに120日
です。

営農計画ですが、申請地において露地野菜や果樹の栽培を行われ
るご予定です。

農機具の保有状況ですが、トラクターや畝上機、トラック、草刈機など、営農に必要な作業機械一式をお持ちです。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第 9 番 この件につきましては、8月8日、事務局2名と、譲受人の●●●さんの奥さんと私で現地確認をしております。内容については、今事務局の説明のあったとおりです。譲渡人の●●●さんが相続されたのですが、その前は●●●さんということで、御存じの方もおられると思いますが、マラソン等で名をはせた先生でありましたけれども、この●●●さんが所有しておったわけですが、実質的には空いた土地で、教師をやっておられましたので、●●●さんに管理を依頼され、10数年前から管理されておったというようなことで、●●●さんが相続されましたが、耕作はできないということで、このたび、●●●さんに売買で所有権移転されたという経緯でございます。今までどおり引き続いて管理されるということで、問題はないものと思われます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(●●●委員が挙手)

議 長 ●●●委員。

第 5 番 ここの●●●は水が出るのですか。

事 務 局 事務局から説明申し上げます。水がないので、水を溜めるタンクを用意されておられて、基本、畑作が中心ですので、瓜、芋、あとスイカやかぼちゃといった露地野菜を栽培されておられます。

第 5 番 はい。わかりました。

議 長 ほかにございませんか。
ないようですので、採決いたします。第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 事務局は第2項の説明をお願いします。

事 務 局 それでは、第2項について説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

去る8月1日、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から南へ約2.1kmに位置し、赤丸でお示した箇所となります。

申請地は●●●ほか2筆で、地目は登記・現況ともに畑が2筆、田が1筆で、面積の合計は、2,324㎡です。

譲受人は●●●、●●●地区の●●●さんで、耕作面積はありません。権利の種類は所有権移転で売買です。●●●さんは●●●の方から移住されてこられて、住所はすでにこちらに移されておられますので、●●●のご住所になっておりますが、●●●からの移住者でございます。譲渡人は、●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは県外在家バン住で後継者もいないため、実家の宅地や山林、農地を含めまして、市の空きクに登録をしておられたものでございます。このたび、譲受人となる●●●さんが、●●●から移住され、空き家バンク制度を通じて、当該物件を取得することとなり、双方合意の上、本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは年齢●●●歳で農業経験年数はございません。ちょっと年齢が高いですが、元気な方でございます。農業従事日数は150日の予定です。

営農計画ですが、申請地において田については、露地野菜と果樹の栽培を行い、畑地については果樹を栽培されるご予定です。

農機具の保有状況ですが、現在草刈機のための、必要に応じて

導入されるご予定です。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第 2 番 この件につきまして、8月1日に、●●●推進委員、事務局、私とで現地確認を行いました。内容につきましては、ただ今事務局からの説明のとおりです。現地は、空き家バンクで購入された家屋の目の前にあり、日当たりのよい農地ですが、長年耕作されていないため、くず等が生い茂り荒廃した農地です。移住者の●●●さんは高齢であり、少し心配はありますが、念願であった果実栽培や野菜を栽培されるということで、荒廃地が生きた農地に生まれ変わるのではないかと大変良いことだと思います。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第2項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 事務局は第3項の説明をお願いします。

事 務 局 それでは、第3項について説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

去る7月31日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、●●●推進委員さん、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から東へ約1.2kmに位置し、赤丸でお示した箇所となります。

申請地は●●●ほか1筆で、地目は登記・現況ともに田が1筆、登記・現況ともに畑が1筆の計2筆あり、全体の合計面積は636㎡です。

譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積はございません。権利の種類は所有権移転で売買です。譲渡人は、●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは相続により取得した農地について、市外在住のため耕作管理が十分にできないことから、市の空き家バンク制度に住宅物件とともに登録されておられました。

譲受人の●●●さんは、市の空き家バンク制度を通じて住宅物件とともに当該農地を取得することとなり、双方合意の上、本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で農業経験はありません。農作業従事日数は100日の予定となっております。

営農計画ですが、申請地において家庭菜園用に露地野菜や果樹の栽培を行われるご予定です。

農機具の保有状況ですが、現在、作業機械を保有していないため、今後、草刈機、耕運機など、必要に応じて作業機械の導入を行われるご予定です。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員をお願いします。

第18番 この件につきまして、7月31日、現地確認を行いました。内容については、事務局の説明のとおりです。●●●の方からしばらくは通ってこられるということですが、スライドのとおり、家庭菜園を少し作られておられますので、このまま継続されていかれることと思います。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第3項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 事務局は第4項の説明をお願いします。

事 務 局 それでは、第4項について説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

去る8月7日、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から北西へ約100mに位置し、赤丸でお示した箇所となります。

申請地は●●●ほか2筆で、地目は3筆ともに登記・現況が畑で、合計面積は1,054㎡です。

譲受人は●●●、●●●地区の●●●さんで、耕作面積はございません。権利の種類は所有権移転で贈与です。譲渡人は、●●●、●●●地区の●●●さんです。

申請の理由ですが譲渡人の●●●さんは、相続した農地について、高齢になり●●●からも距離が遠く、耕作管理が十分にできないことから、知人で農地の近くにお住いの譲受人である●●●さんへ贈与により譲渡する旨、打診を行っておられました。

譲受人の●●●さんは、市内の建設業を退職された後、知人である●●●さんからの依頼で、実質的な農地の管理を行っておられ、このたび、譲渡人からの申し出を受けることとして双方合意の上、本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で農業経験年数は6年、農作業従事日数は250日です。奥様が年齢●●●歳で農業経験年数は同じく6年、農作業従事日数は200日です。

営農計画ですが、申請地において露地野菜等の栽培を行われるご

予定です。

農機具の保有状況ですが、草刈機、耕運機、除草剤散布機等をお持ちです。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第12番 この件につきまして、8月7日、●●●推進委員、事務局2名、私と、●●●行政書士さんの立会いのもと、現地確認をいたしました。内容につきましては事務局の説明のとおりです。荒れたところを、木を植えたり、野菜を植えたりしてとても良いことだと思います。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第4項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第4項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 事務局は第5項の説明をお願いします。

事務局 それでは、第5項について説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

去る8月7日、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から北西へ約30mに位置し、赤丸でお示した箇所となります。

申請地は●●●で、地目は登記・現況ともに畑で、面積は529㎡です。

譲受人は●●●、●●●地区の●●●さんで、耕作面積はございません。権利の種類は所有権移転で贈与です。譲渡人は、●●●、●●●地区の●●●さんです。

申請の理由ですが譲渡人の●●●さんは、相続した農地について、高齢になり●●●からも距離が遠く、耕作管理が十分にできないことから、知人で申請農地のお隣にお住まいの譲受人である●●●さんへ贈与により譲渡する旨、打診をされておられました。

譲受人の●●●さんは、知人である●●●さんからの依頼で、実質的な農地の管理を行っておられ、このたび、譲渡人からの申し出を受けることとして双方合意の上、本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で農業経験年数は10年、農作業従事日数は250日です。

営農計画ですが、申請地において自家消費が中心となりますが、露地野菜、柑橘等の栽培を行われるご予定です。

農機具の保有状況ですが、草刈機、耕運機、除草剤散布機等をお持ちです。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員をお願いします。

第12番 この件につきまして、先ほどと同じ8月7日、●●●推進委員、事務局2名、私と、●●●行政書士さんの立会いのもと、現地確認をいたしました。事務局から説明のあったとおり、柑橘の木を植えられたり、お野菜を作られたり、葉物野菜をたくさん栽培しておられました。とても丁寧に管理されていて、問題ないと思います。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第5項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第5項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 事務局は第6項の説明をお願いします。

事 務 局 それでは、第6項について説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

去る7月29日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から南西へ約1.5kmに位置し、赤丸でお示した箇所となります。

申請地は●●●ほか4筆で、地目は登記・現況ともに田が3筆、登記・現況ともに畑が2筆あり、面積の合計は、5,755㎡です。

譲受人は●●●、●●●地区の●●●さんで、耕作面積は195㎡です。権利の種類は所有権移転で売買です。譲渡人は、●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは相続により取得した農地について、市外在住のため、耕作管理が十分にできないことから、市の空き家バンク制度に住宅物件とともに登録されておられました。

譲受人の●●●さんは、市の空き家バンク制度を通じて住宅物件とともに当該農地を取得することとなり、双方合意の上、本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは年齢●●●歳で農業経験年数は2年。農業従事日数は90日です。父親が年齢●●●歳で同じく農業経験年数は6年。農業従事日数は150日となっております。

営農計画ですが、申請地において田については水稻の作付けを、畑については果樹等の栽培を行われるご予定です。

農機具の保有状況ですが、草刈機や耕運機を所有され、今後必要に応じて作業機械を導入されるご予定です。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第13番 この件につきまして、7月29日、事務局2名、●●●委員、●●●推進委員と私で、現地の確認をいたしました。内容につきましては先ほど事務局の説明のとおりです。また、この件につきましては、令和4年12月26日に、●●●さんが生前に売買での三条ということで、現地確認をしたものです。それで、令和5年1月の総会で、可決した物件です。譲受人の●●●さんは、名義変更をしないまま現在に至っております。その後、●●●さんが亡くなり、長女の●●●さんに所有権を移転して、このたび、再度3条の申請をされたものです。ちょっといい加減な人だと思いますが、家の方もほったらがしにしているらしいです。今度、秋に会ったらよく言っておきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第6項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第6項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 事務局は第7項の説明をお願いします。

事務局 それでは、第7項について説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

去る7月29日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から北西へ約1kmに位置し、赤丸でお示した箇所となります。

申請地は●●●ほか8筆で、地目は登記・現況ともに田が6筆、登記地目が田、現況が畑の筆が1筆、登記、現況ともに畑の筆が2筆であり、合計9筆の面積合計は、8,118㎡です。

譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積はございません。権利の種類は所有権移転で売買です。譲渡人は、●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、譲受人の●●●さんは、市内で水産加工業の事業所を経営されておられますが、農業参入を検討される中で、この春から●●●地域の農業法人の●●●で農業研修を行われながら技術習得を行っておられました。そのような中で、法人の出資構成員である譲渡人の●●●さんが、自身が県外在住で農業後継者もないことから、実家の宅地物件を含めて農地を譲受人に売買により譲渡される打診をされ、●●●さんも譲渡人からの申出を受けることとして、双方合意の上、本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは年齢●●●歳で農業経験年数はありません。農業従事日数は100日の予定です。奥様が年齢●●●歳で同じく農業経験年数はありません。農業従事日数は50日の予定となっております。

営農計画ですが、譲受人の●●●さんが農業法人の構成員になるとのことで、法人を介して、申請地において田については水稻の作付けを、畑については露地野菜等の栽培を行われるご予定です。

農機具の保有状況ですが、農業法人の作業機械を借用し、営農に従事されるご予定です。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員をお願いします。

第17番 この件につきまして、7月29日、事務局2名、●●●委員、●

●●●推進委員と私、そして●●●行政書士さんの立会いのもと現地確認をいたしました。ちょうどこの日は●●●の農地パトロールがあり、●●●会長も同行していただきました。内容につきましては、事務局の説明のとおりで、何ら追加説明することはありませんが、譲受人の●●●さんは年齢が●●●歳と非常に若く、すでに●●●の構成員となって、暑い中草刈りなどをして研修されておられました。いずれ栽培した農産物を、自身が経営している水産加工事業所を通じて販売も行いたいということでした。●●●は高齢化が進み、労働者の減少が問題になっておりましたので、大変喜んでいるところです。何ら問題はございませんので、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第7項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第7項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 事務局は第8項の説明をお願いします。

事 務 局 それでは、第8項について説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

去る7月29日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から北西へ約500mに位置し、赤丸でお示した箇所となります。

申請地は●●●ほか1筆で、地目は2筆ともに登記・現況が田で面積の合計は、831㎡です。

譲受人は●●●、●●●地区の●●●さんで、耕作面積は19,258㎡です。権利の種類は所有権移転で売買です。譲渡人は、●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは、当該農地を相続されましたが、市外在住で耕作の継続が困難であることから、これまで利用権設定により耕作管理をいただいていた譲受人の●●●さんに売買により譲渡することとして、双方合意の上、本申請に至ったものでございます。譲受人の●●●さんは年齢●●●歳で農業経験年数は46年、農業従事日数は200日です。奥様が年齢●●●歳で農業経験年数は10年、農業従事日数は30日となっております。

営農計画ですが、申請地において●●●の小さい田については畑地化し露地野菜を栽培するとともに、●●●については、ひきつづき水稻の栽培を行われるご予定です。

農機具の保有状況ですが、トラクター2台やコンバイン1台など、営農に必要な作業機械一式をお持ちです。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第17番 この件につきましても、7月29日、事務局2名、●●●委員、●●●推進委員と私、そして●●●会長も同行されました。内容につきましては、事務局からの説明のとおりで、追加説明することはありませんが、譲渡人の●●●さんは、お父さんが亡くなられて相続されましたが、以前お父さんが生前中も申し出ておられたようです。息子の●●●さんは●●●在住で管理するのが難しいことから、耕作されている●●●さんに、譲渡の打診をされておられました。譲受人の●●●さんは現在、農地利用最適化推進委員でもあり、以前から耕作されているので、今後も今までどおり耕作されるということで、何ら問題はありませんので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第8項について、原案のとおり決定す

ることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第8項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 事務局は第9項の説明をお願いします。

事 務 局 それでは、第9項について説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

去る8月12日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、●●●推進委員さん、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から南西へ約1.8kmに位置し、赤丸でお示しした箇所となります。

申請地は●●●ほか4筆で、地目は5筆の農地全ての登記・現況ともに田で、面積の合計は、9,833㎡です。

譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積はございません。権利の種類は所有権移転で売買です。譲渡人は、●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが譲渡人の●●●さんは、相続で当該農地を取得されましたが、市外在住で、●●●地区へ戻られるご予定もないため、民間の空き家バンクへ実家の住宅物件とともに当該農地を登録されました。このたび、譲受人の●●●さんが、●●●から移住されるにあたって、当該物件を取得されることとなり、双方合意の上、本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で農業経験年数はございません、移住でこちらにこられるということですが、農地はある程度農事組合法人●●●が管理するということで、いろいろありますが、現状は頑張っておられる法人ですので、コメの値段も上がるということですから、やってくれると思っております。●●●地区は、家の数はありますが、ほとんど住んでいないので、住んでいただけるのはありがたいという思いがあります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第9項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第9項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第47号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局は、第1項の説明をお願いします。

事 務 局 それでは第47号第1項についてご説明します。議案は5ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

8月5日、●●●・●●●地区の農地パトロールの日に、●●●会長さん、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地調査を行いました。

申請地は、●●●から南へ150mの市道沿いに位置する、第一種中高層住居専用地域内にあり、過去に公共投資の対象となっていない、住宅地内に夏柑畑が点在している地域にある小農地で、農地法施行規則第44条第3号に規定される第3種農地です。

申請地は、●●●、地目は、登記現況とも畑、面積は160㎡です。

申請地と宅地2筆の一体利用地を含めた合計面積は602.94㎡です

転用者は、●●●の●●●さんで、所有者は●●●の●●●さんです。

●●●裏から150mほど行った、市道●●●線と市道●●●線が交差したところにある農地となります。

写真の説明をします。

(写真の説明7枚)

転用目的ですが、宅地建物取引業の免許を持つ●●●さんが、申

請地が、●●●に位置し、生活利便性に優れ、住宅の需要が見込まれるため、用途地域内で2区画の宅地分譲を行うため土地の造成を行うものです。

所有者の●●●さんは相続により申請地を取得されましたが、県外在住であり維持管理が困難であるため、売却を考えられたものです。

(スクリーンに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、東側・北側は市道、西側・南側は宅地に囲まれており、隣接農地はありません。

(スクリーンに配置図を表示)

次に土地利用計画図ですが、234.20㎡と322.44㎡の区画で2区画造成される計画です。

また、2区画とも市道に面していますが、市道の幅員が狭いため、既存の塀を取り壊し、道路用地として2箇所整備される計画です。

なお、実測の全体面積は603.44㎡となります。

宅地造成後の用排水計画ですが、雨水は、北側市道内の道路側溝へ放流し、汚水は、市道内の公共下水道に流すため適当です。

被害防除計画ですが、盛土を0.1～0.2mで整地し、西側の一部には既存のブロック塀があり、残りの西側及び南側はブロック塀3段積を新設し、道路用地との境界には見切りコンクリートを新設するとともに、道路用地部分はアスファルト舗装するため、土砂の流出等のおそれはなく適当です。

なお、盛土を行う関係で、盛土規制法に該当しますが、申請地は、宅地造成等工事規制区域内であるため、盛土又は切土をする土地の面積が500㎡超に該当しますが、高さが2m以下であって、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が50cmを超えない、災害の発生の恐れがないと認められる工事であるため許可不要となっています。以上、ご審議のほど、よろしくお願いします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員お願いします。

第16番 この件につきまして、8月5日、●●●委員さん、私、●●●推進委員さんと、●●●会長さんにも一緒に行っていただきまして、事務局2名とで、●●●の立ち合いのもと、現地確認をいたしました。

現地につきましては、写真のとおり、柑橘のきんかんが植えてありましたが、あまり管理はされていない状態で、草刈りはされたかもしれませんが、その程度でございました。周辺は住宅地ですので、このまま荒れていくよりは宅地分譲されて住宅が建った方が良いのではないかと思います。真ん中の境界のあたりには大木がありましたので、撤去されるのが大変でしょうけども、問題はないものと考えますのでご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(●●●委員が挙手)

議 長 はい。●●●委員。

第 3 番 道路を拡張されるということですが、道路は誰のものなのですか。

事 務 局 土地を買われた方の持ち分になります。どっちからでも入れるように土塀を崩しますので、その土地を買われた人の持ち分になります。

第 3 番 ●●●市道と併設して拡張するという意味ではないのですか。

事 務 局 市道も広がりますけども、個人の道路というかたちです。

第 3 番 一般の人も、ただで使える道路になるということですか。

事 務 局 一応通るのは通れます。

第 3 番 はい。わかりました。

議 長 ほかにありませんか。

(●●●委員が挙手)

議 長 はい。●●●委員。

第15番 今言われた道路ですが、既存の北側の道路、東側の道路に併設する●●●市道の側溝に雨水を流すということですが、塀を壊してしまうと、側溝がおそらく痛むのではないかなという気がいたします。塀をのけてしまうと既存の側溝の上を、車がどんどん走ってくるので、夜中に蓋がガタガタと音がしてうるさいのではないかと思います。よく近所迷惑というのをよく聞くので、そのへんの改修まで考えておられるのかちょっと心配です。

事務局 側溝の改修については、聞いておりません。ただ、今から工事が始まる中で、市の土木課との協議になってくるとは思いますが、それはまた●●●さんの方に連絡しておきます。

第15番 よく苦情がでることがあるので、蓋の上をガタガタうるさいんですよ。そのへんの苦情が出ないようにしてほしいと思います。

議 長 そうということで、よろしくお願いします。
ほかにございませんか。

議 長 ないようですので、それでは、採決いたします。第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第48号「農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見聴取について」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。

事務局 農地中間管理事業による利用権設定について、農地中間管理事業法第19条第2項に基づく農用地利用集積等促進計画については、農地中間管理機構からの計画案作成協力に基づいて市町が農用地利用促進計画（案）を作成し、農地中間管理機構へ提出することとなります。この作成された、農用地利用集積等促進計画（案）については、機構法第19条第3項により農業委員会の意見を聴取するものとあることから、計画（案）について本総会にて意見を問うものでございます。

このたびの農用地利用集積等促進計画（案）ですが、従前の相対契約にあたる一括方式により、9月1日付けで新規の利用権設定を行うものを上程するものです。

それでは、促進計画（案）に係る利用権設定状況についてご説明いたします。

議案書の7ページのとりまとめ表をご覧ください。

令和7年9月1日に利用権設定されるものは、むつみ地域において、1件、17筆の新規設定があり、地目はすべて田で、面積の合計は24,646㎡となります。

次のページに一括方式の促進計画（案）の内容を記載しております。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 ないようですので、採決いたします。議案第48号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第48号は原案のとおり承認いたします。

(報告事案-1)

議 長 議案第49号「登記官からの農地の転用事実に関する照会書に対する調査結果について」を議題に供します。事務局は説明をお願いします。

事 務 局 それでは、議案第49号第1項について説明いたします。議案は10ページです。

登記官からの農地の転用事実に関する照会につきましては、登記地目が農地である土地の、農地以外の地目への地目変更登記申請があった時に、農地に該当しない旨の県知事または農業委員会の証明書か、転用許可があったことを証する書面が添付されていない場合に、転用許可の有無、農地の現況、農地転用に関する事実について、登記官から照会があるものです。

この処理につきましては、2週間以内に回答することと国から通知が出ており、事務局長専決事項として調査結果を回答しましたので、ご報告するものです。

本件につきましては、令和7年7月31日付けで、山口地方法務局萩支局登記官から農地の転用事実に関する照会があったものです。

対象となる土地は、●●●、登記地目は畑、面積188㎡で、土地所有者及び申請者は●●●の●●●さんです。

(スクリーンに位置図を表示)

場所は、●●●の●●●の近くで、●●●の隣にある土地で、平成12年1月25日に農地法第5条の転用許可(駐車場)を受けています。

現地調査を行ったところ、隣接地に建てられている居宅の庭として利用されており、農地としての現況をとどめていないため、非農地として8月5日付けで調査結果を回答したものです。

平成12年の転用の処理をみますと、ここから入って、駐車場4台分のかたちで申請され、県知事の許可が下りておりました。

この居宅ですが、以前もあったのですが、かたちが変わっておりまして、現在は増築されております。多分、増築の後に駐車場から庭に変わったものと思われます。以上報告いたします。

議 長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で議案第49号の報告は終わります。

(報告事案-2)

議 長 議案第50号「現況確認書の交付について」を議題に供します。事務局は一括して説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第50号第1項について説明いたします。議案は12ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

8月8日、●●●委員さんと事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から北西に270mに位置する、●●●、登記地目は畑、面積は249㎡です。

申請人は、●●●の●●●さんです。

こちらが申請地で、●●●の事務所の裏にあり、隣は昔●●●があったところにある農地です。

申立てによると、申請地は、30年以上前に隣接地に●●●が建設され二方向を施設により囲まれてしまった。残りの二方向も宅地であり、結果的に四方向全てを農地以外に囲まれて、農地としては使用していないとのこと。

本調査によると、申請地は、雑木が生い茂り、農地としての現況をとどめていないので、非農地に認定したものです。

(スクリーンに位置図を表示)

続きまして、第2項について説明いたします。

7月31日、●●●職務代理、●●●委員さん、●●●推進委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から東に1.2kmに位置する、●●●、登記地目は田、面積は302㎡です。

申請人は、●●●の●●●さんです。

こちらが申請地で、先ほどの議案第46号の農地法第3条第3項の農地●●●の隣にある農地です。

申立てによると、申請地は、平成16年12月に遺贈により取得したが、それ以前よりコンクリート舗装された道路として利用されており、農地としては使用していないとのこと。

本調査によると、申請地は、コンクリート舗装された道路として利用されており、農地としての現況をとどめていないので、非農地に認定したものです。以上、報告します。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(●●●委員挙手)

議長 はい。●●●委員。

第15番 先ほどの、第1項の●●●の●●●ですが、地積調査は終わっているのですか。

事務局 地籍調査ですが、●●●は国土調査は終わっているようです。

第15番 何年ですか。

事務局 平成25年です。約10年ですね。

第15番 地籍調査の時には畑で認めていますが、それは支障ないのですか。

事務局 10年以上たてば特に問題はございません。

第15番 10年以上であれば問題ないのですね。わかりました。

議長 ほかにございませんか。

議長 特に発言がないようですので、以上で議案第50号の報告は終わります。

議長 以上をもちまして、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。これで、萩市農業委員会総会を閉会いたします。

午前10時24分 閉会